

神戸市立神港橋高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、神戸市立神港橋高等学校同窓会と称し、本部を神戸市兵庫区会下山町3丁目16番1号 神戸市立神港橋高等学校内におく。

(会の目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、次の事を行なう。

- (1) 会員相互の親睦及び母校発展のための諸行事
- (2) 会員名簿並びに会報等の発行
- (3) その他必要と認められた事項

第2章 会 員

(組織)

第4条 本会は、次の者で組織される。

(1) 正会員

- ア 神戸市立第一神港商業学校本科及び補習科卒業生
- イ 神戸市立第一女子商業学校本科及び補習科卒業生
- ウ 北神商業学校卒業生
- エ 神戸市立北神高等学校卒業生
- オ 神戸市立鈴蘭台高等学校卒業生
- カ 神戸市立神港高等学校卒業生
- キ 神戸市立兵庫商業高等学校卒業生
- ク 神戸市立神港橋高等学校卒業生
- ケ 上記の学校に在籍した者で、理事会で承認された者

(2) 特別会員

- ア 母校に在籍中の職員及び旧職員
- イ 本会のために功労のあった者で、理事会で承認された者

(3) 準会員

- ア 神戸市立神港橋高等学校に在学する者

第5条 神戸市立神港橋高等学校に在学する者は、同窓会費を納める。同窓会費は別途定める。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会の運営の為、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 若干名
- (5) 監査役 若干名

(役員会の会務)

第7条 各役員は、下記の会務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、理事会の意図を受け会務を運営し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務の運営にあたる。
- (4) 会計は、金銭の出納及び管理を行う。
- (5) 監査役は、本会の会計及び事業等の監査を行ない、年1回監査報告を総会で行う。

(役員の選出)

第8条 役員を選出及び任期は、次の通りとする。

- (1) 会長及び理事・会計・監査役は、理事会にて推薦し、総会で承認を得る。
- (2) 副会長は、理事の中から会長が委嘱する。
- (3) 各役員の任期は、2年として再選を妨げない。
- (4) 任期中に欠員が生じた時は、理事会で補選することができる。補選された役員の任期は、前任役員の任期期間とする。

第4章 機関および総会

(機関)

第9条 本会の目的達成のため、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 正副会長会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

(総会)

第10条 総会においては、次の事項を行なう。

- (1) 事業報告及び会計事務の報告、承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 会則変更やその他重要事項の承認

第11条 総会は、年1回開催し、会長がこれを招集する。

ただし、理事会の3分の2以上が必要と認められた時は、随時に開催することができる。

(正副会長会)

第12条 正副会長会は、会務全般の審議を行い理事会へ提案する。

第13条 正副会長会は、会長、副会長、専門部会の代表者で構成する。ただし、会長は必要と認められた者を構成員とすることができる。

第14条 正副会長会は、会長が招集し、議長は会長が務める。(理事会)

第15条 理事会は、役員で構成する。ただし、会長は必要と認められた者を構成員とすることができる。

第16条 理事は、会員の推薦により総会に於いて正会員のの中から選出する。また、準会員が会員になるときに、各クラスで幹事を選出し、その幹事の中から理事若干名を推薦する。

第17条 理事会は、総会報告事項及び重要事項の審議議決を行う。

第18条 理事会は、会長が招集し、議長は会長が務める。(専門部会)

第19条 専門部会は、次の3種である。

- (1) 総務部会…本会会務執行の統括にあたりとともに、本会に必要な物品の購入保管及び本所有物の管理台帳の作成保持
- (2) 事業部会…各種行事の企画及び実施
- (3) 広報部会…本会活動の広報(ホームページ運営を含む)及び会報等の編集発行
- (4) 会長が必要と認められた場合には、上記以外にも専門部会を設けることができる。

第5章 顧 問

(顧問)

第20条 顧問とは、理事会で推薦・決定した者及び本会会長経験者・母校校長経験者とする。

第21条 顧問の任期は、これを定めない。

第22条 顧問は、会長の諮問に応じる。

第6章 会 計

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第24条 本会経費は、正会員の協力金及び在校生の同窓会その他の収入をもってこれに充てる。各行事の飲食費は全額別途会費として徴収する。

第7章 改 正

第25条 本会会則の改正は、理事会の3分の2以上の賛成で発議し、総会に提案し過半数の賛成によって承認を得なければならない。

第8章 設 立 日

第26条 本会の設立は、令和元年6月1日とする。

第9章 附 則

第27条 会務運営のために細則の決定及び改廃は理事会の同意のみで行なうことができる。

第28条 会員の中で、本会の体面を汚すような行為ある者は、理事会の決定に於いて除名することができる。

第29条 会員は、その姓名・住所を変更した時は、本会に通知しなければならない。

第30条 会則に特に定めのない事項が生じた時は、理事会に於いてこれを決定する。

第31条 この会則は、平成30年6月3日(日)より施行する。

附記 第24条を改訂し令和元年6月1日より施行する。

附記 第26条を追加し令和2年6月6日より施行する。